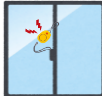


令和7年6月1日(日)以降に購入又は購入及び設置した防犯機器の内、以下に列挙する10品目が対象。

防犯機器等名称		購入費用のみ	購入設置費用	定義・要件等
防犯カメラ		○	○	犯罪の防止を目的として、訪問者の姿を確認・録画することができる機能の付いたカメラ(侵入盗対策として、侵入者が認識できる方法で屋外に設置したものに限り、見守りカメラは対象外) ※購入に合わせて、必要最小限の範囲内において購入した記録用メディア(関連機器等)も対象
カメラ付きインターフォン		○	○	訪問者の姿を映像で確認・録画をすることができる機能の付いたインターフォン ※購入に合わせて、必要最小限の範囲内において購入した記録用メディア(関連機器等)も対象
防犯フィルム		○	×	窓ガラスに貼り付けることで、ガラスの強度を高め、侵入者によるガラス破りを防ぐためのフィルム ※インテリアや目隠し、遮熱断熱やUVカット、災害時の飛散防止(防災フィルム)目的は対象外
面格子		○	○	窓の外側または内側に侵入の防止を目的として取り付ける格子
人感センサーセンサーライト		○	○	動くものや熱などを感知すると自動的に点灯する照明器具 ※屋内に設置する「センサー付きライト」は対象外
防犯性能の高い錠補助錠		○	○ (補助錠除く)	防犯性能の高い錠:不正解錠を困難にする構造や技術的な工夫を施した錠 ※賃貸住宅等における入居時の鍵穴交換は対象外 補助錠:主錠に加えて追加で取り付ける錠
サムターンカバーロックカバー		○	×	ドアの内側にあるサムターン(錠)を覆い、不正な開錠を防止するためのカバー
防犯砂利		○	×	踏むと大きな音が鳴るように加工された砂利
センサーアラーム		○	×	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動で警告音が鳴る装置
ダミーカメラ		○	×	防犯カメラの見た目を模した偽物のカメラ

※設置工事費用は、設置工事を事業として行う専門業者による設置(電気工事や配線工事等専門的な知識が必要なもの)に限る。